

20 その他の制度

1 車椅子の無料貸出（帯広市独自）

車椅子を一時的に必要とする方に貸し出ししています。
 継続して必要となる場合は、介護保険の福祉用具貸与や障害者自立支援法の補装具をご活用ください。

1. 貸出対象者	市内に居住し、一時的に車椅子を必要とする方
2. 貸出期間・費用	3カ月以内（ただし、必要最小限の範囲で期間延長ができます。） 無料
3. 運送方法	申請された方が使用先まで運んでください。
4. 手続き方法	申請書を提出してください。 （申請者及び使用者の健康保険証・運転免許証など身分を証明できるものを持参）
5. 申込・問合せ先	(福) 帯広市社会福祉協議会 帯広市公園東町3丁目9-1 帯広市グリーンプラザ内 ☎ 27-2325

2 タクシー会社の車椅子、寝たきりの方などの送迎

・車椅子、寝たきりの方を送迎できるように、タクシー会社が「福祉タクシー」を独自に運行しています。料金は、タクシー代実費と業者によっては、車椅子取扱手数料がかかる会社もあります。予約の際にお確かめください。

種類

- ・車椅子 ～ 車椅子のまま乗降可能。
- ・寝たきり ～ ストレッチャーのまま乗降可能。
- ・回転シート ～ 障害者や高齢者の方が乗り降りしやすいように、ドアが90度開き、座席が回転します。

業者名	住所	電話番号	車椅子	寝たきり	回転シート
こばとハイヤー(有)	西23条南1丁目82-1	37-4351	○	○	
東洋タクシー(株)	西18条南2丁目11	33-3939			○
まりもハイヤー(株)	大通南17丁目12	23-8181	○	○	○
帯広ハイヤー(株)	西19条南1丁目7-28	33-8844	○		
十勝中央観光タクシー(株)	西19条南1丁目7-30	33-1818	○	○	○

3 車椅子の列車内（JR）の持込

身体障害者がJRの列車内に持ち込む車椅子について、折りたためるものについて、窓口へ申し出をしますと持ち込むことが可能です。



手続き・問合せ先	JR帯広駅 ～ 西2条南12丁目4番地 ☎ 23-8176
----------	-------------------------------

4 駐車禁止除外指定車標章（駐車禁止場所における適用除外）


標章を掲示すれば駐車禁止区域内（法定禁止区域内を除く。）でも、他の交通の妨げにならない限り駐車することができます。申請手続きをされる前に必ずお問合せください。

1. 対象となる 障害の程度	<table border="1"> <thead> <tr> <th>障害機能</th> <th>障害の程度</th> <th>障害機能</th> <th>障害の程度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視覚障害</td> <td>1級～4級の1</td> <td>心臓機能障害</td> <td rowspan="4">1級、3級</td> </tr> <tr> <td>聴覚障害</td> <td>2級、3級</td> <td>じん臓機能障害</td> </tr> <tr> <td>平衡機能障害</td> <td>3級、5級</td> <td>呼吸器機能障害</td> </tr> <tr> <td>上肢不自由(注1)</td> <td>1級～2級の2</td> <td>ぼうこう又は直腸機能障害</td> </tr> <tr> <td>下肢不自由</td> <td rowspan="2">1級～5級</td> <td>小腸機能障害</td> <td rowspan="2">1級～3級</td> </tr> <tr> <td>体幹不自由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上肢機能(注2)</td> <td>1級～2級</td> <td>免疫機能障害</td> <td rowspan="2">1級～3級</td> </tr> <tr> <td>移動機能(注2)</td> <td>1級～5級</td> <td>肝臓機能障害</td> </tr> </tbody> </table>	障害機能	障害の程度	障害機能	障害の程度	視覚障害	1級～4級の1	心臓機能障害	1級、3級	聴覚障害	2級、3級	じん臓機能障害	平衡機能障害	3級、5級	呼吸器機能障害	上肢不自由(注1)	1級～2級の2	ぼうこう又は直腸機能障害	下肢不自由	1級～5級	小腸機能障害	1級～3級	体幹不自由		上肢機能(注2)	1級～2級	免疫機能障害	1級～3級	移動機能(注2)	1級～5級	肝臓機能障害
	障害機能	障害の程度	障害機能	障害の程度																											
視覚障害	1級～4級の1	心臓機能障害	1級、3級																												
聴覚障害	2級、3級	じん臓機能障害																													
平衡機能障害	3級、5級	呼吸器機能障害																													
上肢不自由(注1)	1級～2級の2	ぼうこう又は直腸機能障害																													
下肢不自由	1級～5級	小腸機能障害	1級～3級																												
体幹不自由																															
上肢機能(注2)	1級～2級	免疫機能障害	1級～3級																												
移動機能(注2)	1級～5級	肝臓機能障害																													
有効期間は3年。 継続する場合は、事前に更新手続きを行うこと。	<p>※小児慢性特定疾患児手帳交付を受けている「色素性乾皮症」の人も対象</p> <p>(注1:上肢不自由2級で該当するのは「両上肢機能の著しい障害」「両上肢全ての指を欠くもの」が該当。)</p> <p>(注2:乳児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害。)</p> <p>※身体障害以外</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>障害の程度</th> <th>区分</th> <th>障害の程度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知的障害</td> <td>重度(A)</td> <td>精神障害</td> <td>1級</td> </tr> </tbody> </table>	区分	障害の程度	区分	障害の程度	知的障害	重度(A)	精神障害	1級																						
区分	障害の程度	区分	障害の程度																												
知的障害	重度(A)	精神障害	1級																												
2. 持参するもの	<p>どちらのケースでも来署する前に、事前にお問い合わせをお願いします。</p> <p><本人が申請する場合></p> <p>① 身体障害者手帳（注）住所欄に記載の住所が現住所となっていない方は、申請前に住所変更をしてください。</p> <p>② 印鑑（認印可）</p> <p>③ 過去に標章の交付を受けている方は、その標章</p> <p>※本人が窓口に来署して申請するのが原則ですので、本人以外の方が申請する場合は、事前に帯広警察署に問い合わせてください。</p> <p>問い合わせは土・日・祝日・年末年始を除く 8：45～17：30</p>																														
3. 手続き・問合せ先	<p>帯広警察署交通第1課規制係 ～西1条北1丁目1 ☎25-0110</p>																														

5 障害者標識

1. 身体障害者標識	 <p>肢体不自由を理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、表示については努力義務です。</p>
2. 聴覚障害者標識	 <p>聴覚障害を理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、表示については義務となっています。</p>
販売窓口	<p>下記の【帯広地方交通安全協会】で販売</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帯広市大通北1丁目4 十勝機動警察隊 2F ☎23-5322 ・帯広市西19条北2丁目1 帯広運転免許試験場 1F ☎41-7303

6 障害者のための国際シンボルマーク（ISO-7000）

	<p>このマークは、国際障害者リハビリテーション協会によって、障害者が容易に利用できる建物・施設であることを明確に示すシンボルマークとして、採択決定されたものです。</p> <p>帯広市では、多くの市民が利用する市内の建築物などの新築、増改築等の際に、身体障害者などの方々が容易に利用できる構造や設備を整えるよう「帯広市福祉環境整備要綱」に基づき、建築主等に協力を求めています。</p> <p>※ 自動車に貼る場合、自主的に「障害者が乗っている車」という事を分かりやすく表示しているのみで、道路交通法上の規制を免れるものではありません。 また、障害者用駐車場への駐車要件は各駐車場管理者の判断となります。</p>
---	--

7 郵便等による不在者投票（身体障害者関係分）

<p>身体障害者手帳や介護保険被保険者証の交付などを受けていて、一定の基準に該当する方は、郵便等による不在者投票制度を利用できます。事前にお問合せください。</p>							
1. 対象者	<p>(1) 身体障害者手帳をお持ちの方で下記のア)～ウ)に該当する方。</p> <table border="0"> <tr> <td>ア) 両下肢、体幹、移動機能の障害</td> <td>1級又は2級</td> </tr> <tr> <td>イ) 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害</td> <td>1級又は3級</td> </tr> <tr> <td>ウ) 免疫、肝臓の障害</td> <td>1級～3級</td> </tr> </table> <p>(2) その他 介護保険 要介護5の方、戦傷病者の方</p> <p>※ 下記の代理記載を除いて、自筆で署名ができることが要件となります。 ※ 【代理記載】（身体障害者関係） 身体障害者手帳に上肢又は視覚の障害が1級の方は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た人（選挙権を有する人）に、投票の記載について代理記載をさせることができます。</p>	ア) 両下肢、体幹、移動機能の障害	1級又は2級	イ) 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1級又は3級	ウ) 免疫、肝臓の障害	1級～3級
ア) 両下肢、体幹、移動機能の障害	1級又は2級						
イ) 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1級又は3級						
ウ) 免疫、肝臓の障害	1級～3級						
2. 手続方法	<p>あらかじめ選挙管理委員会に、郵便等投票証明書交付申請書に身体障害者手帳等を添えて、郵便等投票証明書の交付を受けます。</p> <p>※ 上記1-(1)の郵便等投票証明書の有効期間は、7年間です。</p>						
3. 投票方法	<p>① 選挙のつど、『郵便等による不在者投票請求書』に郵便等投票証明書を添えて、選挙管理委員会に投票用紙と投票用封筒を請求してください。</p> <p>② 請求後、選挙管理委員会から郵送された投票用紙に記載し、投票用封筒に入れて、選挙管理委員会に郵送します。</p>						
4. 問合せ・手続き先	<p>帯広市選挙管理委員会 ～ 市役所高層棟9階 ☎65-4222</p>						

8 図書館でのサービス（帯広市独自）

問合せ先	帯広市図書館 西2条南14丁目3 ☎22-4700 FAX22-4701
------	--------------------------------------

（1）図書の宅配貸出

市内にお住まいの身体障害者手帳4級以上の方で、同居者および協力者がいないため図書館へ出かけることが困難な方に、図書を宅配貸出します。（費用は無料です。）	
1.貸出期間	1カ月以内
2.貸出冊数	図書10冊、視聴覚資料3点以内
3.申込方法	「帯広市図書館障害者サービス」への登録が必要です。 身体障害者手帳をご持参のうえ、図書館へ来館（代理人可）。 来館できない場合はご相談ください。
4.お届け方法	ボランティアによる宅配、受取。

（2）「サピエ」図書館サービス

市内にお住まいの視覚に障害のある方や障害等のため本のページをめくれない方などに対して、サピエ図書館からダウンロードした録音図書（デージー）をCDで貸出します。（費用は無料です。）	
1.貸出期間	1カ月以内
2.貸出点数	10点以内（帯広市図書館の資料含む）
3.申込方法	「帯広市図書館障害者サービス」への登録が必要です。 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・介護保険被保険者証・ その他公的福祉サービスの受給者証をご持参のうえ、図書館へ来館（代理人可）。 来館できない場合はご相談ください。
4.貸出方法	郵送又は来館（障害の程度により貸出方法が異なります。）

（3）対面朗読ボランティア

視覚に障害のある方に対しボランティアが対面朗読するサービスを行います。 毎週土曜日 午後2：00～4：00
--

（4）赤外線補聴システム（磁気ループ）

図書館の「多目的視聴覚室」で講演会などを行う場合、聴覚に障害のある方は赤外線補聴システムを利用することができます。赤外線補聴システムとは、室内に設置された赤外線送信機から音声を送り、貸出した受信機とヘッドホンを通して明瞭な音声を聞くことができる機器です。

（5）音声標識ガイド

小型送信機「シグナルエイド・シグナルエイドⅡ」に対応した音声標識ガイド装置を玄関に設置しています。

(6) その他

- ① バリアフリー字幕や音声ガイド付DVDがあります。
- ② 大きな活字の本があります。
- ③ CDブック、カセットブックがあります。
- ④ 文字を拡大して見ることのできる拡大読書器(据置型2台、携帯型1台)を設置しています。
- ⑤ デイジー(再生録音機1台、再生専用機2台)、音声パソコン1台、デジタル録音機1台、CDコピー機1台、点字ラベラー1台を設置しています。
- ⑥ 各階に多目的トイレがあります(1階にはオストメイト対応のトイレがあります)。

9 市立文化・体育施設の利用料の免除

利用の際に身体障害者手帳を提示して下さい。	
1. 本人の利用料	無 料
2. 介護者の利用料	1～2級の障害者に限り、1人につき、介護者1人無料 (ただし3～6級であっても、療育手帳や精神障害者福祉手帳を所持する障害者の介護者は1人無料)
施 設 名	問 合 せ 先
◇ 帯広市総合体育館 ◇ 帯広の森 ・陸上競技場 ・体育館 ・アイスアリーナ ・第二アイスアリーナ ・スポーツセンター ・市民プール ・弓道場 ・アーチェリー場 ・研修センター ・明治北海道十勝オーバル(屋内スピードスケート場) ◇ 学校開放事業の水泳プール ・光南小学校屋内プール ・豊成小学校屋内プール ・啓西小学校屋内プール	(市)スポーツ振興室 市役所8階 ☎ 65-4210
◇ とかちプラザ ・トレーニングルーム ・軽運動室 ・フィットネススタジオ	とかちプラザ ☎ 22-7890
◇ 百年記念館 ・常設展示室	(市)百年記念館 ☎ 24-5352
◇ 児童会館 ・科学展示室・プラネタリウム	(市)児童会館 ☎ 24-2434
◇ 動物園	(市)動物園 ☎ 24-2437

※ 上記免除の適用は、個人使用の場合のみに限ります。詳しくは、各施設までお問合せ下さい。

10 道立美術館の観覧料の免除

道立美術館の常設展示や展覧会の観覧料が免除されます。(特別企画展の展覧会を除きます。)	
1. 対 象 者	身体障害者手帳の交付を受けている方、及びその引率者
2. 手続き方法	入館時に受付カウンターへ身体障害者手帳を提示してください。
3. 問 合 せ 先	北海道立帯広美術館 ～ 緑ヶ丘2番地 ☎ 22-6963

1 1 点字広報、声の広報（帯広市独自）

<p>重度視覚障害者のために点字による広報とCDによる声の広報を発行しています。 電話でお申し込みください。</p>	
1. 対象者	重度視覚障害者（事情によっては3級以下も可）
2. 発行日	(1) 点字広報 ～ 毎月1日 (2) 声の広報 ～ 毎月1日
3. 取扱方法	(1) 点字広報（広報広聴課から送付） 希望者に毎月送付します。 (2) 声の広報（(福)ほくてん：北海点字図書館から送付） 希望者に毎月、CDを送付します。
4. 申込先	(市) 広報広聴課～市役所3階 ☎65-4109、65-4110 または、(福)ほくてん：北海点字図書館 ☎23-5886

1 2 郵便料金等の割引（視覚障害者・聴覚障害者・心身障害者関係）

<p>郵便料金等の割引がありますので、詳細は郵便局にお問合せください。</p>	
第四種郵便物	<p>点字郵便物や特定録音物等郵便物は、3kgまで無料です。</p>
	<p>1. 点字郵便物 内容が点字のみの文書であること。封書は一部開封していること。 表面に「点字用郵便」と記載すること。</p>
	<p>2. 特定録音物等郵便物 視覚障害者向けの録音物や点字用紙の郵便物で、点字図書館など日本郵便㈱の指定を受けた施設との発送や受取りをする場合、利用可。</p>
ゆうパック	<p>30kg以下で長さ・幅・厚さの合計が1.7m以内であれば低料金で利用できます。</p>
	<p>1. 視覚障害者 発送の例：大型の点字図書等を封筒で発送する場合は一部開封し、表面に「点字ゆうパック」と記載します。</p>
	<p>2. 聴覚障害者 発送の例：日本郵便㈱の指定を受けた施設へ録音物などを送るときに、内容がわかる包装にして、「聴覚障害者用ゆうパック」と記載します。</p>
ゆうメール	<p>1. 心身障害者 身体に重度の障害がある方などが、日本郵便㈱に届出た図書館へ図書の発送する場合、「図書館用ゆうメール」と記載することで低料金で利用できます。 (3kg以下、長さ・幅・厚さの合計が1.7m以内)</p>
問合せ先	<p>帯広郵便局 西3条南8丁目10 ☎21-6338 お客様サービス相談センター ☎0120-23-28-86</p>

13 青い鳥郵便葉書の無償配布

心身障害者に関する国民の理解と認識を深めるため、郵便葉書を無償で配布しています。	
1. 対象者	・身体障害者手帳 1・2級 (その他、重度の知的障害者・療育手帳に「A」又は「1度、2度」の表記がある方)
2. 受付期間	毎年4月上旬から5月下旬
3. 配布枚数	1人につき20枚
4. 申請方法	身体障害者手帳をご持参の上、お近くの郵便局（簡易郵便局は除く）にお申し込みください（代理でも可）。

14 NTTの電話番号案内の無料措置（ふれあい案内～身体障がい者関係）

NTTの電話番号案内が登録を行うと無料となります。	
1. 対象者	身体障害者手帳を所持し、次のいずれかに該当する方 ① 視覚障害 1～6級 ② 肢体不自由 1、2級（上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）
2. 登録の手続き	下記の番号へ登録の手続きを行う。（受付時間：平日9：00～17：00）
3. 手続き先	フリーダイヤル（0120-104-174）全国共通

15 NTTファックス104（有料：104番の番号案内料と同額）

耳や言葉の不自由な方からの電話番号の問い合わせをファックスで受けるサービスです。 有料（104番の番号案内料と同額となります。）	
1. 対象者	耳や言葉の不自由な方
2. 手続き方法	下記へ氏名・FAX番号、問合せ先等をFAX（受付時間：24時間）
3. 手続き先	フリーダイヤル（0120-000-104）全国共通

16 携帯電話基本使用料等の割引（身体障害者関係）

携帯電話基本使用料等の割引を受けることができます。	
1. 対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の交付を受けている方 ・特定疾患医療を受けている方
2. 持参するもの	① 申込書 ② 身体障害者手帳、または特定疾患医療受給者証
3. 注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・1人につき全国で1回線 ・他の割引サービスとの違いなども確認してください。
4. 手続き・ 問合せ先	各携帯電話会社（加入先にお問い合わせください。）

17 ごみの戸別収集サービス

<p>身体の障害や高齢・病気・けがなどの理由でごみステーションまでごみ出しができない世帯を対象に、ごみの戸別（自宅前）収集を行っていますのでご相談ください。（健常者が同居している場合は対象となりません。）</p>	
1. 問合せ先	（市）清掃事業課 ☎ 37-2311 FAX 37-2313

18 手話学習・要約筆記学習

（1）手話奉仕員養成講座

ろうあ者にとっての言語である手話を学び、手話奉仕員を目指す人のための入門・基礎講座です。	
1. 対象者	市内・近隣町村にお住まいで、主に初心者の方が対象
2. 開催日時 ・内容等	昼の部、夜の部どちらか1つを選択 各40回の講座
3. 参加費用等	無 料（テキスト貸出可・必要な方は実費負担）
4. 会 場	帯広市役所 10階会議室
5. 申込方法	広報おびひろ等で、4月に募集案内をします。（4月初め～中旬頃）
6. 問合せ先	（市）障害福祉課 ～ 市役所 低層棟1階 ☎65-4147 F A X 23-0163

(2) 要約筆記奉仕員養成講座

<p>聴覚障害者にとって重要なコミュニケーション手段の一つである音声・言語を要約して文字で伝える技法を習得することにより、聴覚障害者に対する理解を深め、コミュニケーションの促進を図ることを目的としています。</p>	
1. 対象者	市内・近隣町村にお住まいの方
2. 内容	<ul style="list-style-type: none"> ・実施時間 ～ 1回につき2～4時間 合計52時間 ・実施回数 ～ 年13回(予定) ・実施期間 ～ 5月から7月(予定)で行います。 ・開催曜日 ～ 広報おびひろでお知らせいたします。
3. 参加費用等	無料
4. 会場	帯広市グリーンプラザ 帯広市公園東町3丁目9-1
5. 申込方法	広報おびひろ等でお知らせします。
6. 申込先	(市) 障害福祉課 ～ 市役所 低層棟1階 ☎65-4147 F A X23-0163

(3) 視覚障害者ボランティア養成講座

<p>視覚障害者にとっての唯一の言葉である「点字」の基礎、視覚障害の疑似体験、視覚障害者の手引きの体験等を通して、視覚障害者に対する理解を深め、ボランティアの心構え等を身に付けてもらうものです。</p>	
1. 対象者	市内にお住まいの方
2. 開催月・内容	<p>毎年7～12月 計8回</p> <p>視覚障害者への日常生活支援のために点字校正のボランティアを養成</p>
3. 参加費用等	無料、テキスト代は実費負担があります。
4. 会場	帯広市保健福祉センター 帯広市東8条南13丁目1番地
5. 申込・問合せ	<p>(市) 障害福祉課 ～ 帯広市保健福祉センター</p> <p>☎25-9701 F A X25-9703</p>

19 ボランティアの紹介・登録先

<p>帯広市ボランティアセンターでは、様々なボランティア活動を希望する方々を登録しています。ボランティアの派遣を希望される方がおられる場合、当センターからボランティアを紹介しています。</p>	
1. ボランティアの登録先	【問合せ先】 帯広市ボランティアセンター ☎ 21-2454 (福) 帯広市社会福祉協議会 ☎ 21-2414 帯広市公園東町3丁目9-1 帯広市グリーンプラザ内
2. 手続き方法	(1) ボランティアの派遣を希望する方 上記に電話などでお問い合わせください。 希望する内容をお聞きした後、ボランティア活動ができる方を紹介します。 (なお、時間や活動内容によっては紹介が困難な場合もあります。) (2) ボランティアの登録をしたい方 団体及び個人での登録ができます。 上記にお越しいただくか、お電話ください。登録用紙、ボランティア活動保険の加入等必要書類をお渡しします。

20 ボランティア活動の紹介

<p>聴覚障害者との交流を深めることを目的として、手話学習及び要約筆記学習の活動を行っております。</p>

(1) 手話サークル

サークル名	帯広グルッペ手話の会	帯広手話サークル手と手
1. 開催日	毎週水曜日 午後7時～9時	毎週水曜日 午前10時～12時
2. 開催場所	グリーンプラザ 公園東町3丁目9-1	

(2) 要約筆記サークル

サークル名	帯広要約筆記サークルたんぼぼ
1. 開催日	第2・4火曜日 午前10時～12時
2. 開催場所	グリーンプラザ 公園東町3丁目9-1

21 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金等の管理が難しく、自分に不利益な条件であっても契約を結んでしまい、悪徳商法の被害に遭う恐れもあります。このような、判断能力の不十分な方々を支援してくれる人（後見人）を付けてもらう制度です。

身近に後見人になる人がいない方に対し、帯広市社会福祉協議会が法人として後見人となり、支援が必要な人をサポートする場合があります。

- (1) 具体例
- ・現金、預金、証券、不動産、負債などの財産全般の管理
 - ・施設への入退所契約、入院契約
 - ・不動産の売却や賃貸契約解約
 - ・遺産分割協議における本人代理
 - ・消費者被害の取消しなど

(2) 制度の種類

① 法定後見制度

本人、家族などが家庭裁判所に申し立てを行い、後見人等が選定されます。

(※ 申立人が誰もいない場合は、市長が後見開始の審判等の請求ができることとなっています。)

区 分		本人の判断能力	援 助 者	利 用 料 (報酬)
法定後見制度	後 見	全くない	成年後見人	報酬額は家庭裁判所が決定します。(報酬を支払うことが困難な場合、市から助成を行っています。)
	保 佐	著しく不十分	保 佐 人	
	補 助	不十分	補 助 人	

② 任意後見制度

本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分になった場合に備え、自分の生活や財産管理に関する事務などを本人の信頼がおける人に委託する契約（任意後見契約）を公証人役場で結びます。本人の判断能力が不十分となった場合は、家庭裁判所で後見人を監督する任意後見監督人を選任してもらう必要があります。

公証人役場	帯広公証人合同役場 西6条南6丁目3 ソネビル3階 22-6789
-------	-----------------------------------

(3) 法定後見の相談・手続き先

「みまもーる」では、認知症、知的・精神障害などにより、判断能力が低下しても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、法定後見制度などに関する相談や助言、手続き等の支援を行います。

※ 申立人が誰もいない場合は、市長申立てとなり、(市) 社会課が窓口となります。

相 談・ 手 続 き 先	(福) 帯広市社会福祉協議会 帯広市成年後見支援センター「みまもーる」 帯広市公園東町3丁目9-1 帯広市グリーンプラザ内 ☎20-3225
-----------------	---

2.2 日常生活自立支援事業

在宅で生活し、認知症や知的障害、精神障害等により日常生活を営む上での判断に不安のある方が対象です。

1. 内 容	<p>「生活支援員」が訪問して、日常生活の心配ごと、困りごとの相談を受けながら、福祉サービスを利用する手続きや日常生活費の管理のお手伝いをします。</p> <p>① 福祉サービスの利用援助（基本事業） 情報提供、利用手続き援助、利用料支払い、苦情解決制度の利用援助等</p> <p>② 日常的金銭管理 年金等の請求・受領確認、医療費・公共料金の支払い、 日常的な生活費の預金引出し等</p> <p>③ 書類等の預かり、定期預金通帳、年金証書の保管等 (保管は貸金庫を利用します。)</p>
2. 費 用	<ul style="list-style-type: none"> ・相談は無料 ・契約を結んだ上で提供するサービスは、1回（1時間程度） 1,200円 そのほかに、実費（交通費等）がかかります。（生活保護受給者は無料） ・書類の預かりで金融機関の貸金庫利用の場合：貸金庫利用料金の実費
3. 窓 口	<p>(福) 帯広市社会福祉協議会 帯広市成年後見支援センター「みまもーる」 帯広市公園東町3丁目9-1 帯広市グリーンプラザ内 ☎20-3225</p>

23 障害者への虐待防止・通報など

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」、いわゆる「障害者虐待防止法」が成立し、平成24年10月1日から施行されました。

障害者に対する虐待はその尊厳を害するものですので、障害者の自立と社会参加にとって障害者虐待の防止を図ることが極めて重要です。

障害者への虐待は、次の3つがあります。

- ア) 養護者による障害者虐待
- イ) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
- ウ) 使用者による障害者虐待

これらにおいて虐待を発見した場合は、下記へ速やかにご連絡をお願いいたします。また、ご相談などもお受けしています。

※ 通報先、相談・問合せ先

障害者への虐待を発見したときは、下記へご連絡ください。

虐待の通報等に対しては、夜間・休日を問わず、24時間体制で対応します。

障害者への虐待 ～ 通報先、相談・問い合わせ先

◆ [平日・夜間・休日 ～ 24時間受付]

※ 帯広市障害者虐待防止センター

電話 080-8295-1051

または

◇ [平日 8時45分～17時30分]

帯広市 保健福祉部 障害福祉課 電話 65-4147
FAX 23-0179

障害を理由とする差別に関する相談先

帯広市 保健福祉部 障害福祉課 電話 65-4147
FAX 23-0179

十勝障がい者総合相談支援センター 電話 28-7599
FAX 28-7646